

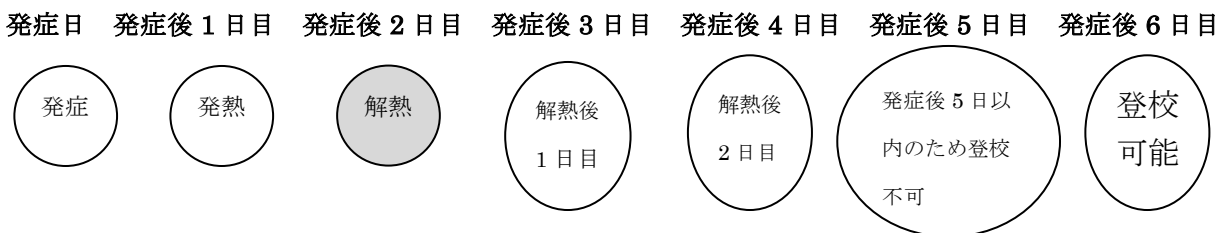
# インフルエンザの出席停止について

1012年4月1日に学校保健安全法施行規則が改正され、インフルエンザによる出席停止期間の基準が変更されました。

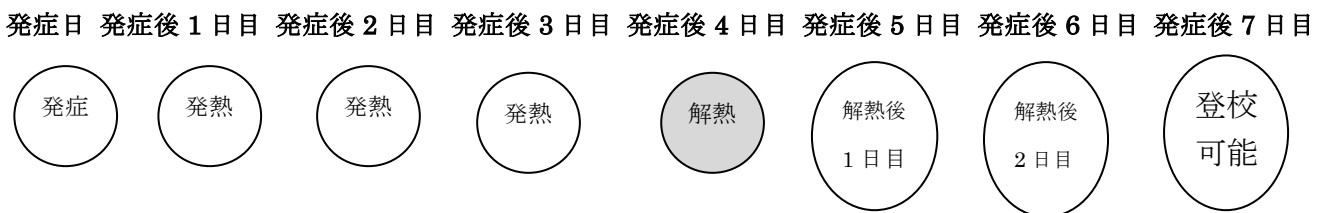
発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでは出席停止です。

(これまでは「解熱後2日を経過するまで」でしたが、それに加え「発症後5日を経過していること」も条件になりました)

## 例・・発症後二日後に解熱した場合



## 例・・発症後4日目に解熱した場合



インフルエンザが治癒して登校する場合は、医師による意見書（証明書）を提出してください  
用紙が必要な場合は、学校にありますのでお申し出ください

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、ウイルスの感染力はしばらくの間残っています。  
また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。  
出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。